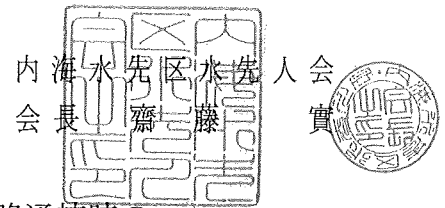


2018. 05. 15

内海一技18-034

(一社)日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中



準巨大船（深喫水船）における来島海峡航路通峡時の
潮流制限について

拝啓 新緑の候 貴会益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。
平素は当会水先業務に関し格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記船舶の来島海峡航路通峡に関し、巨大船以外の船舶については操縦性能に係らず、水道部の潮流6ノット以下の時間帯による通峡にて運用しております。

しかしながら、準巨大船（LOA160m以上200m未満の船舶）において、貨物を積載した状態のいわゆる深喫水船につきましては、強潮流下においては操縦性能が著しく低下し、舵効き不良による航路内での反転事例や、圧流により最低速力の確保が維持できないケース等、危険な航行事例やヒヤリハットが会員より報告されております。

従来、巨大船以外の一般船舶においても、通航に困難を伴う場合は巨大船に準じた安全航行措置（水先人個々の判断により、なるべく潮流が弱い時機に入航する等）を取っておりましたが、今般、会員からの報告事例等を基に標記船舶の来島海峡航路通峡について、当会海務委員会において慎重に審議した結果、今後は以下の潮流制限を設けることと致します。

海難事故を未然に防止するため、本船並びに関係各位にご理解を戴き、ご協力を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

【実施開始日】 平成30年6月1日より開始。

【対象船舶】 LOA160m以上200m未満の準巨大船（客船・PCC・コンテナ船を除く。）且つ平均喫水が満載喫水（サマードラフト）の80%以上の船舶。

【潮流制限】 来島海峡航路通峡については、水道部の潮流3ノット以下の時間帯とする。（昼夜及び中・西水道を問わず。）

以 上

（写）関係各位